



今回の給付金のひとり親世帯分を受取済でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施しています！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童（障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

■ 令和3年度 **住民税（均等割）が非課税**の方
または
② ■ **新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額 児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

令和3年4月分の児童手当、もしくは特別児童扶養手当受給者で、令和3年度の住民税非課税の方については、**申請不要**で7月30日に支給済です。

同じく非課税の方で、4月1日以降に生まれた新生児、申告等で新たに非課税になった方についても、**申請不要**で随時支給を行います。

【申請が必要な方】

○令和3年度の住民税は非課税だが、児童手当を受給しておらず、今年度16歳から18歳になる児童のみを養育している方

○令和3年度は課税だが、令和3年1月1日以降の家計が急変し非課税相当の収入となった方（上記②に該当）

* 詳細は、下記にお問合せか、市のホームページをご覧ください。

■ 飯塚市役所 子育て支援課 こども家庭係
0948-22-5500（内線1119・1120）

■ 厚生労働省 コールセンター
0120-811-166（受付時間：平日9:00～18:00）